



今年度も受け付けます

合併処理浄化槽への転換補助金制度

問 下水道課庶務係 (☎内線3135)

昨年度と同様、既設の単独処理浄化槽を撤去または既設のし尿汲み取り槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する個人を対象に、補助金を交付します。予算額に達し次第、受付を終了するので、合併処理浄化槽への転換を検討されている人は早めの申請手続きをおすすめします。

なお、合併処理浄化槽への転換に係る補助金額は下表のとおりです。申請方法などの詳細はお問い合わせください。

受付期間 令和8年1月30日(金)まで(予算額に達し次第、受付終了)

補助金額

①単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換した場合

人槽区分	補助金額 (限度額)	補助金額の内訳		
		設置費補助金	宅内配管補助金	撤去費補助金
5人槽	75.2万円	33.2万円	30万円 (限度額)	12万円 (限度額)
6～7人槽	83.4万円	41.4万円		
8～10人槽	96.8万円	54.8万円		

※既設の単独処理浄化槽を再利用する場合の撤去費補助金の限度額は9万円です

②し尿汲み取り槽から合併処理浄化槽へ転換した場合

人槽区分	補助金額 (限度額)	補助金額の内訳		
		設置費補助金	宅内配管補助金	撤去費補助金
5人槽	72.2万円	33.2万円	30万円 (限度額)	9万円 (限度額)
6～7人槽	80.4万円	41.4万円		
8～10人槽	93.8万円	54.8万円		

注意事項

- ・必ず工事着工前に申請してください。
- ・市で実施する他の補助金制度と、補助対象個所を重複させての申請はできません。
- ・公共下水道供用開始区域および事業計画区域、秋間みのりが丘地域は補助金対象外です。



狂犬病予防法の特例制度に参加します

問 環境政策課環境推進係 (☎内線1883)

市は、4月1日から狂犬病予防法の特例制度に参加します。

令和4年6月1日から施行された動物愛護管理法により、犬猫等販売業者に対するマイクロチップ装着が義務付けられ、それに伴い「狂犬病予防法の特例制度」が新設されました。

制度に参加すると、マイクロチップが装着され環境省指定登録

機関に登録した犬は、マイクロチップが鑑札とみなされ、窓口での手続が不要になります。この場合、従来の登録手数料3,000円はかからず、鑑札の交付もありません。

令和7年3月末までに環境省指定登録機関に登録した場合、犬の誕生日が令和6年12月31日以降の場合は、マイクロチップが鑑札と

みなされます。また、マイクロチップを装着していない犬は、従来の方法による登録で、鑑札の交付を受ける必要があります。

特例制度に参加する以前に、窓口で鑑札交付による登録を行った犬は、引き続き鑑札による登録になるため、首輪などにつけ紛失しないように管理をお願いします。